

成田市ひとり親家庭等大学等受験料等助成規則

(目的)

第1条 この規則は、ひとり親家庭等に属する児童の養育者が負担する当該児童の大学等受験料等（大学等受験料及び模擬試験受験料をいう。以下同じ。）について、その費用の全部又は一部を助成することにより、当該養育者の経済的負担を軽減し、及び当該児童の進学を支援し、もって児童の将来における目標の達成を支援することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ひとり親家庭等 次に掲げるものをいう。

ア ひとり親家庭（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものに係る家庭をいう。以下同じ。）

イ 父母のない児童を養育する家庭（児童に父母がない場合又は児童の父母がその児童を監護しない場合において、現に当該児童を養育する家庭をいう。）

ウ 生活保護等の世帯（第3条第2号の規定による生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている世帯又は同条第3号の規定による市町村民税が課されない世帯であって、現に児童を扶養しているものをいう。）

(2) 児童 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第3項に規定する児童をいう。

(3) 養育者 ひとり親家庭等に属する児童を養育し、又は扶養（以下「養育等」という。）している者をいう。

(4) 大学等 次に掲げるものをいう。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学又は高等専門学校（第4学年に編入学する場合に限る。）

イ 学校教育法第108条に規定する短期大学

ウ 学校教育法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する専門課程を置くものに限る。）

(5) 大学等受験料 大学等受験資格者（児童のうち大学等の受験資格があり、かつ、次条第1項本文に規定する申請日において20歳未満である者をいう。以下同じ。）が大学等を受験するために要する費用をいう。

(6) 模擬試験受験料 児童（中学校の第3学年（義務教育学校の第9学年を含む。以下同じ。）である者又は大学等受験資格者に限る。）が学校教育法第1条に規定する高等学校又は大学等の進学のための受験に向けた模擬試験を受験するために要する費用をいう。

（助成対象者）

第3条 助成を受けることができる者は、第5条第1項本文の規定による申請を行う日（以下「申請日」という。）において、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている養育者（本市以外の地方公共団体が実施する類似の助成を受けていない者に限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、やむを得ない理由により本市の住民基本台帳に記録されることが困難であると市長が認めるときは、当該住民基本台帳に記録されていることを要しない。

(1) 前年（申請日が1月から5月までである場合にあっては、前々年）の所得に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けていること又は児童扶養手当の支給の対象となる所得と同様の所得水準であること。この場合において、所得の範囲及びその計算方法については、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例によるものとし、同令第6条の7の規定は適用しない。

(2) 生活保護法に基づく保護を受けていること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、児童と同一の世帯に属する全ての者（当該児童の養育者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該養育者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が申請日の属する年度（申請日が4月から5月までである場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定により課する所得割を除く。）が課されないものであること（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）。

（助成額）

第4条 助成する額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

(1) 大学等受験料 当該年度に係る大学等受験料の合計額（その額が大学等受験資格者1人当たり53,000円を超える場合にあっては、53,000円）

(2) 大学等受験資格者に係る模擬試験受験料 当該年度に係る模擬試験受験

料の合計額（その額が大学等受験資格者1人当たり8,000円を超える場合にあっては、8,000円）

- (3) 中学校の第3学年である児童に係る模擬試験受験料 当該年度に係る模擬試験受験料の合計額（その額が児童1人当たり6,000円を超える場合にあっては、6,000円）

（助成の申請）

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ひとり親家庭等大学等受験料等助成申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、当該年度の3月10日までに市長に申請しなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができる場合又は当該申請者が児童扶養手当の支給を受けている場合（6月から10月までの間に申請する場合を除く。）は、第1号から第4号までに掲げる書類を省略させることができる。

- (1) 申請者及びその養育等をする児童と同一の世帯に属する全ての者の住民票の写し

- (2) 第3条第1号に掲げるものにあつては、次に掲げる書類

ア 申請者及びその扶養する児童の戸籍の謄本又は抄本

イ 申請者の所得の状況を証する書類

ウ 所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類

エ 離婚等により、ひとり親家庭になった場合にあっては、養育等をする児童の父又は母から、当該児童について扶養義務を履行するための費用として受け取る金品その他経済的な利益に係る所得を申告する養育費に関する申告書（別記第2号様式）

- (3) 第3条第2号に掲げるものにあつては、福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書

- (4) 第3条第3号に掲げるものにあつては、児童と同一の世帯に属する全ての者に係る市町村民税の非課税証明書（申請日の属する年度（申請日が4月から5月までである場合にあっては、前年度）の市町村民税に係るもの）

- (5) 大学等受験料等の支払を証する書類（大学等又は模擬試験の実施機関の名称、大学等受験料又は模擬試験料の額、受験者又は大学等受験料等を負担した養育者の氏名及び支払日が確認できるものに限る。）

- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（助成の決定）

第6条 市長は、前条第1項本文の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、ひとり親家庭等大学等受験料等助成決定・却下通知書（別記第3号様式）により当該申請をした者に通知するものとす

る。

(返還)

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により助成の決定を受けた者があるときは、既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

[別記様式 略]